

H25.8.1から

# 育児・介護休業給付日額上限 相当額が変更になりました!!

雇用保険法の規定に基づき、平成25年8月1日から育児・介護休業給付日額上限相当額が次のとおり変更になりました。

	平成25年8月1日から	平成25年7月31日まで
育児休業手当金	9,702円	9,756円
介護休業手当金	7,761円	7,805円

◆給付上限相当額を超える給料月額  
(育児・介護休業手当金ともに)

一般職	341,550円
特別職	426,910円

お問い合わせ先 保険課 ☎ 048-822-3306